

議案第 87 号

学校教育法等の一部を改正する法律及び市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

学校教育法等の一部を改正する法律及び市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

学校教育法等の一部を改正する法律及び市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(市川市大畑恣教育基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市大畑恣教育基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成元年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(市川市防犯まちづくりの推進に関する条例の一部改正)

第 2 条 市川市防犯まちづくりの推進に関する条例(平成 17 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「(特別支援学校の小学部を含む。)」を「、義務教育学校、小学部を置く特別支援学校」に改める。

第 12 条第 1 項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(市川市暴力団排除条例の一部改正)

第 3 条 市川市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正)

第4条 市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成13年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第29条第12号中「市立小中学校」を「市川市立の小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正)

第5条 市川市自転車の安全利用に関する条例（平成23年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(市川市立小中学校通学区域審議会条例の一部改正)

第6条 市川市立小中学校通学区域審議会条例（昭和56年条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例

第1条中「市川市立小中学校通学区域審議会」を「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会」に改める。

第2条第2号中「並びに」を「及び」に改め、同条第3号中「小中学校の」を削る。

第4条第1項第1号中「推せんした」を「推薦した」に改め、同項第2号中「学識経験者」を「学識経験のある者」に改め、同項第3号中「市立小中学校長」を「市川市立の小学校、中学校又は義務教育学校の校長」に改め、同項第4号中「市長部局職員」を「市長部局の職員」に改める。

(市川市幼児教育振興審議会条例の一部改正)

第7条 市川市幼児教育振興審議会条例（昭和50年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同項第1号中「学識経験者」を「学識経験のある者」に改め、同項第2号中「公・私立幼稚園関係者」

を「幼稚園の関係者」に改め、同項第3号中「公・私立保育園関係者」を「保育園の関係者」に改め、同項第4号中「小学校関係者」を「小学校又は義務教育学校（前期課程に限る。）の関係者」に改める。

（市川市奨学資金条例の一部改正）

第8条 市川市奨学資金条例（昭和44年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高等学校又は高等専門学校」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）」に改める。

第2条第2号中「学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は高等専門学校」を「高等学校等」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 出身又は在学の中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、中等教育学校（前期課程に限る。）又は高等学校等の校長（第6条において「出身又は在学の学校長」という。）が推薦した者

第4条中「高等学校又は高等専門学校」を「高等学校等」に改める。

第6条中「在学又は出身学校長」を「出身又は在学の学校長」に改める。

（市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第9条 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成14年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表市川市塩浜小学校放課後保育クラブの項を削り、同表市川市妙典小学校放課後保育クラブの項の次に次のように加える。

市川市塩浜学園放課後保育クラブ	市川市塩浜4丁目5番1号
-----------------	--------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の市川市立小中学校通学区域審議会条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により委嘱された市川市立小中学校通学区域審議会の委員である者は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）に、第6条の規定による改正後の市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第4条第1項の規定により市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された市川市立小中学校通学区域審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 第8条の規定による改正後の市川市奨学資金条例第2条第6号及び第6条の規定は、施行日以後の申請に係る市川市奨学資金について適用し、施行日前の申請に係る市川市奨学資金については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に第9条の規定による改正前の市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により市川市塩浜小学校放課後保育クラブへの入所に係る市長の承認を受けている保護者は、施行日に、第9条の規定による改正後の市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により市川市塩浜学園放課後保育クラブへの入所に係る市長の承認を受けたものとみなす。

（市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 5 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2小中学校通学区域審議会委員の項中「小中学校通学区域審議会委員」を「市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員」に改める。

## 理 由

学校教育法の改正及び市川市立義務教育学校設置条例の制定に伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。